

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 平塚市中堂15番12号

氏 名 有限会社 青木商店 代表取締役 青木 幸男
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

平塚市長 落 合 克 宏



許可の年月日 2025年 2月 15日

許可の有効期限 2027年 2月 14日

1 許可番号
平塚市収運許可第1-31号

2 事業の範囲
平塚市内の事業系一般廃棄物(収集先は別紙1及び石綿含有一般廃棄物に限る)
平塚市内の家庭系一般廃棄物(一時多量ごみ及び適正処理困難物に限る)

3 許可の条件
運搬の際は、幌等で車両に覆いをする事。
資源化物は、再生処理すること。
石綿含有一般廃棄物の収集運搬を行う場合は、事前に分析報告書等を提出すること。
積替保管施設においては、関係法令を遵守し、周辺環境に配慮すること。
積替保管施設所在地:平塚市中堂15番12号
既存の一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大に伴う上乗せ基準を遵守すること。
(平塚市内の家庭系一般廃棄物(一時多量ごみ及び適正処理困難物に限る)の収集
開始日は平成30年9月5日から)

4 許可の変更、届出の状況
令和7年 2月 7日届出 受託事業所の増1
令和7年 3月26日届出 受託事業所の増1